

つくし野中学校 PTA 運営細則

第 1 条（趣旨）

1. 本会の運営に関し必要な細則は、会則に基づき、本会則に反しない限り運営チームにおいて定めることができる。
2. 細則を改廃した場合は、次の総会に報告し、承認を得るものとする。

第 2 条（運営チームおよび会計監査の選出）

1. 運営チームおよび会計監査の選出は、選出チームにより行う。
2. 選出チームは、必要に応じて構成員の中から選任し、常置しない。
3. 選出にあたっては、推薦または立候補により候補者を募る。
4. 選出チームは候補者を選定し、本人の承諾を得たうえで総会に報告し、承認を得る。
5. 運営チームに欠員が生じた場合は、運営チームにおいて補充することができる。

第 3 条（運営チームの進退）

運営チームの構成員が会則に反する行為や運営に著しい支障を及ぼすと判断された場合、事情説明のうえ、議決権を行使した者の 4 分の 3 以上の同意により、その進退を決定することができる。

第 4 条（協力者による活動）

1. 本会の活動は、その都度協力者を募り、構成員の自主的な協力により行う。
2. 特定の役割を担った者に対し、その後の役割就任を強制することはない。
ただし、本人の意思による参加を妨げない。

第 5 条（協力金の取扱い）

1. 協力金は一口 2,000 円とし、任意で受け付ける。
2. 納入方法および時期については、別に定める。
3. 一度納入された協力金は、原則として返還しない。

第 6 条（特別会計）

1. 周年行事積立金は、周年行事に要する費用に充てるために設置する。
2. 備品積立金は、本会の活動に必要な備品購入のために設置する。
3. 特別会計は、必要に応じて一般会計より繰り入れを行うことができる。
4. 特別会計の積立金については、その必要性および金額の適正性を適宜見直すものとする。
5. 積立金が過大と認められる場合、または必要性が低下した場合は、総会の承認をもって他用途へ充当することができる。

第7条（慶弔規定）

1. 構成員または生徒が死亡した場合、慶弔金として 5,000 円を支給する。
2. 金額の見直しは運営チームにおいて検討し、総会に報告する。
3. 緊急の場合は代表が専決し、事後報告することができる。

第8条（監査）

会計監査は、年 1 回以上会計記録を監査し、その結果を定期総会において報告する。

第9条（交通費）

1. 本会の運営に必要な交通費は、別に定める手続きに基づき支給する。
2. 交通費は、通常利用する経路における公共交通機関の運賃相当額を基準として算出する。
3. 自家用車を使用した場合においても、前項の基準を適用する。
4. 自家用車を使用し駐車場を利用した場合は、領収書の提出をもってその実費を支給する。
ただし、支給対象は当該活動に要した時間に相当する範囲とする。
5. 前項の支給については、必要に応じて運営チームが妥当と認める範囲で行うものとする。

附則

- 本細則は 2026 年 4 月 30 日より実施
- 本細則の実施に伴い、旧細則は廃止
- 改定履歴：2026 年 4 月 30 日、全面改定し、同日施行